

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○告示	二〇
○土壌汚染対策法による要措置区域を解除する件	二〇
○大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があつた件五件	二〇
○保安林の指定を解除する予定である旨通知があつた件	二二
○道路の区域を変更する件四件	二三
○自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路を指定する件	二三
○道路の供用を開始する件四件	二三
○公告	二五
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつた件	二五
○都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件	二五

告 示

福島県告示第二百七十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号。以下「法」という。）第六條第四項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域の指定を次のとおり解除する。

平成二十七年四月十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定を解除する区域
南相馬市小高区飯崎字南原六十五番一の一部
- 二 指定を解除する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準（土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一條第一項の基準をいう。以下同じ。）又は土壌含有量基準（同條第二項の基準をいう。以下同じ。）に適合していな

かつた特定有害物質（法第二條第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）の種類

- 1 土壌溶出量基準に適合していなかつた特定有害物質の種類
ふつ素及びその化合物
- 2 土壌含有量基準に適合していなかつた特定有害物質の種類
なし

三 講じられた汚染の除去等の措置

土壌溶出量基準に適合しない特定有害物質に汚染された土壌の掘削除去
(水・大気環境課)

福島県告示第二百八十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を平成二十七年四月十四日から同年八月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び石川町産業振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年四月十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
メガステージ石川 北棟 福島県石川郡石川町長久保百三十八ほか
- 二 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社マツモトキヨシ
代表取締役 松本 南海雄
千葉県松戸市新松戸東九番地一

(変更後)
株式会社エムケイ東日本販売
代表取締役 岡野 恵一
宮城県仙台市青葉区一番町三丁目六番四号

- 三 変更した年月日
平成二十三年四月一日
- 四 届出年月日
平成二十七年四月二日
- 五 届出をした者
株式会社アクティブワン

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百八十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規

模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十七年四月十四日から同年八月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び石川町産業振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年四月十四日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

メガステージ石川 北棟 福島県石川郡石川町長久保百三十八ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

(変更前) 株式会社エムケイ東日本販売

代表取締役 岡野 恵一

宮城県仙台市青葉区一番町三丁目六番四号

(変更後)

株式会社マツモトキヨシ東日本販売

代表取締役 岡野 恵一

宮城県仙台市青葉区中央二丁目二番二十四号

三 変更した年月日

平成二十四年四月一日

四 届出年月日

平成二十七年四月二日

五 届出をした者

株式会社アクティブワン

(商業まちづくり課)

福島県告示第百八十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十七年四月十四日から同年八月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び石川町産業振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年四月十四日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

メガステージ石川 北棟 福島県石川郡石川町長久保百三十八ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社マツモトキヨシ東日本販売

代表取締役 岡野 恵一

宮城県仙台市青葉区中央二丁目二番二十四号

(変更後) 株式会社マツモトキヨシ東日本販売

代表取締役 高野 昌司

宮城県仙台市青葉区中央二丁目二番二十四号

三 変更した年月日

平成二十七年四月一日

四 届出年月日

平成二十七年四月二日

五 届出をした者

株式会社アクティブワン

(商業まちづくり課)

福島県告示第百八十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十七年四月十四日から同年八月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び白河市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年四月十四日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

メガステージ白河Cエリア 福島県白河市新高山七番地ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

(変更前) 株式会社エムケイ東日本販売

代表取締役 岡野 恵一

宮城県仙台市青葉区一番町三丁目六番四号

(変更後)

株式会社マツモトキヨシ東日本販売

代表取締役 岡野 恵一

宮城県仙台市青葉区中央二丁目二番二十四号

三 変更した年月日

平成二十四年四月一日

四 届出年月日

平成二十七年四月二日

五 届出をした者

株式会社アクティブワン

(商業まちづくり課)

福島県告示第百八十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模

模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十七年四月十四日から同年八月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び白河市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年四月十四日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

メガステージ白河Cエリア 福島県白河市新高山七番地ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社マツモトキヨシ東日本販売

代表取締役 岡野 恵一

(変更後) 株式会社マツモトキヨシ東日本販売

代表取締役 高野 昌司

宮城県仙台市青葉区中央二丁目二番二十四号

宮城県仙台市青葉区中央二丁目二番二十四号

三 変更した年月日

平成二十七年四月一日

四 届出年月日

平成二十七年四月二日

五 届出をした者

株式会社アクティブワン

(商業まちづくり課)

福島県告示第百八十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十七年四月十四日

福島県知事 内堀雅雄

一 解除予定保安林の所在場所

いわき市川部町大平一七〇の五

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

(森林保全課)

福島県告示第百八十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい

て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で平成二十七年四月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月十四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名 区 間

県道飯野三春石川線

田村郡三春町大字根本字仲田一五〇番三地从

郡山市中田町黒木字宮ノ前二五三番四地先ま

で

変更前

A 四・五〇

B 一六・〇〇

変更後

B 一三・五〇

一一・〇〇

敷地の幅員(メートル)

九二八・二

七八八・〇

延長

七八八・〇

(道路計画課)

福島県告示第百八十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道についで道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十七年四月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月十四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名 区 間

一般国道一一八号

会津若松市門田町大字中野字大道西二四番三

地先から

同 市門田町大字中野字屋敷二〇番地先

まで

変更前

八・五〇

三五・七

変更後

一八・〇〇

三五・七

敷地の幅員(メートル)

六七五・〇

六七五・〇

延長

六七五・〇

(道路計画課)

福島県告示第百八十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十七年四月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月十四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
一般国道 一・二二号	会津若松市門田町大字 中野字大道西二四番三 地先から 同 市門田町大字 中野字屋敷二〇番地先 まで	変更前	八・五〇	六七五・〇
		変更後	一八・〇〇	六七五・〇

(道路計画課)

福島県告示第百八十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十七年四月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月十四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
県道会津 若松熱塩 温泉自転車 道線	会津若松市門田町大字 飯寺字村西八三六番地 先から 同 市神指町大字 南四合字才ノ神四九二	変更前	五・五〇	二、八七六・〇
		変更後	一五・六〇	

番一地主先まで

会津若松市門田町大字
飯寺字村西八三六番地
先から
同 市神指町大字
南四合字才ノ神四九二
番三地主先まで

変更後

五・五〇
一九・四

二、八七六・〇

(道路計画課)

福島県告示第百九十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第四十八条の十三第二項の規定に基づき、県道について専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路を次のように指定する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十七年四月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月十四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	指 定 区 間	指定年月日
県道会津若松熱塩 温泉自転車道線	会津若松市門田町大字飯寺字村西八三六番地先 から 同 市神指町大字南四合字才ノ神四九二番 三地主先まで 同 市神指町大字中四合字川端一番一地主先 から 同 市神指町大字北四合字伊丹堂一五三番 一地主先まで	平成二十七年 四月一四日

(道路計画課)

福島県告示第百九十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十七年四月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月十四日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道二一四号	伊達郡川俣町大字小綱木字マミガ 沢二番地先から 同 郡同 町大字小綱木字上菅立 目七番地先まで	平成二十七年四月一四日

(道路計画課)

福島県告示第二百九十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十七年四月十四日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十七年四月十四日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道飯野三春石川線	田村郡三春町大字根本字仲田一五 ○番三地先から 郡山市中田町黒木字落合二四〇番 二地先まで 郡山市中田町黒木字落合一九四番 地先から 同 市中田町黒木字宮ノ前二五三 番四地先まで	平成二十七年四月一四日

(道路計画課)

福島県告示第二百九十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十七年四月十四日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十七年四月十四日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道浪江三春線	田村市船引町要田字寺向一番二地	平成二十七年四月一四日

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道会津若松熱塩温 泉自転車道線	会津若松市門田町大字飯寺字村西 八三六番地先から 同 市神指町大字南四合字才 ノ神四九二番三地先まで 会津若松市神指町大字中四合字川 端一番一地先から 同 市神指町大字北四合字伊 丹堂一五三番一地先まで	平成二十七年四月一四日

(道路計画課)

福島県告示第二百九十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十七年四月十四日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十七年四月十四日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道会津若松熱塩温 泉自転車道線	会津若松市門田町大字飯寺字村西 八三六番地先から 同 市神指町大字南四合字才 ノ神四九二番三地先まで 会津若松市神指町大字中四合字川 端一番一地先から 同 市神指町大字北四合字伊 丹堂一五三番一地先まで	平成二十七年四月一四日

(道路計画課)

公 告

公告第八十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十七年四月十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年三月三十一日
- 二 名称
特定非営利活動法人未来といのち
- 三 代表者の氏名

小西 由美子

主たる事務所の所在地

福島県郡山市富田町西三十八番地一 二〇三号

五 定款に記載された目的

この法人は、二〇一一年東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電事故による、被災者と伴侶動物（ペット）の支援をとおして、福島県の復興の一助をめざす。

また、広域的に地域間を超えた交流の促進活動をおとして被災者の心のケアに努め、それらの記録を伝達することで、今後の防災・減災に活用することを目的とする。

（文化振興課）

公告第八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、二本松市から二本松本宮都市計画地区計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年四月十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する図書

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県東北建設事務所企画管理部企画調査課

（都市計画課）